

令和2年5月25日

保護者様

台東区教育委員会
台東区立清島幼稚園
園長 五十畑貴以子

教育活動再開に向けた対応について

幼・小・中学校（園）の臨時休業期間に際し、様々な就労状況や御家庭の状況があるにもかかわらず、お子様の養育などの対応に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

本区においては、区立幼・小・中学校（園）を5月31日（日）まで臨時休業とさせていただいておりますが、東京都の臨時休業要請解除を見据え、6月1日（月）以降の教育活動につきましては、下記の通りの対応といたします。

なお、今後も国及び都の動向等により、下記内容が変更になる場合があります。学校園や区のホームページを御確認くださいよう、お願いいたします。

記

1 幼稚園・こども園について

○分散登園期間 6月 1日（月）から19日（金）まで 弁当なし

登園日等の詳細については、園のホームページでお知らせします。

○通常登園期間 6月22日（月）から26日（金）まで 弁当なし

6月29日（月）から 弁当持参（4・5歳児のみ）

※石浜橋場こども園は、7月1日（水）から、弁当持参となります。

幼稚園・こども園共に、3歳児の弁当持参は、2学期からとなります。

2 小学校・中学校について

○分散登校期間 6月 1日（月）から12日（金）まで 給食なし

6月15日（月）から18日（木）まで 給食あり【小】

6月15日（月）から19日（金）まで 給食あり【中】

○通常登校開始 6月19日（金）から【小】

6月22日（月）から【中】

3 学校・園における感染症予防策の徹底について

- (1) 登校（園）前に、自宅で検温して、健康状態を健康観察記録表に記入し、学校（園）に提出してください。登校（園）後に発熱を確認した場合には、保護者の方に迎えに来ていただくことになります。
- (2) 学校・園では、幼児・児童・生徒に対し、こまめな手洗い、マスクの着用を基本とした咳エチケットの励行についての指導を行います。また、教室等の座席の配置等の工夫や換気を行う等、校内環境の整備を徹底します。
- (3) 学校（園）の感染症予防策や学校行事等の実施又は中止の判断について、別紙「台東区立学校園における 新型コロナウイルス感染予防に関する取組」に記載しております。また、区のホームページに「台東区立学校園版感染症予防ガイドライン」も掲載しております。

4 保護者の都合等により自宅等で過ごすことが困難な幼児・児童の受入れについて【幼・小】

(1) 放課後子供教室について

御家庭の状況により、どうしても就業の都合を付けられない場合には、放課後子供教室で受入れを行います。ただし、小学校第5・6学年については、原則、自宅待機・学習とします。

(2) こどもクラブについて（利用児童のみ）

登校日は、放課後からの利用になります。給食のない日は、弁当を持参の上、学校で弁当を食べた後、こどもクラブ利用となります。登校日でない日は、1日育成を実施します。（土曜日は1日育成実施予定ですが、利用者がいない場合は休所することがあります。）

- (3) 放課後子供教室及びこどもクラブの利用方法等の詳細について
区ホームページ及び各学校ホームページに情報を掲載予定です。必ず御確認ください。
- (4) 幼稚園児の場合は幼稚園にご相談ください。

5 家庭学習について

- (1) 台東区教育委員会では、家庭で学習を進める児童・生徒の学習意欲向上につなげる動画を6月上旬まで配信しております。詳細につきましては、学校のホームページ等を御覧ください。なお、一部動画については、著作権の関係上、5月末日までの配信となります。
- (2) 家庭学習でお困りのことがありましたら、学校まで御連絡ください。

6 今後の学校（園）の対応について

- (1) 始業式について
最初の登校（園）日に内容を厳選し、短時間で実施します。日時については各学校（園）からの連絡を御確認ください。
- (2) 入学（園）式について
当初予定していた式典形式での入学式は実施しません。最初の登校（園）日に幼児・児童・生徒と教職員のみで入学・入園の意義を留めた場を設定します。保護者の方を招いた写真撮影日等については各学校園で状況を踏まえながら検討していきます。

7 夏季休業期間の短縮について【小・中】

今年度については、以下の通り夏季休業日を短縮いたします。

- 夏季休業日 8月 1日（土）～8月23日（日）まで
- 1学期終業式 7月31日（金）
- 2学期始業式 8月24日（月）

※幼稚園は例年通り 7月18日（土）～9月1日（火）までです。

8 留意事項

- (1) 児童・生徒等の感染が判明した場合又は児童・生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合だけではなく、発熱等の風邪症状がみられる場合や、保護者が児童・生徒を登校させることにより学校で感染する恐れがあると判断し登校させなかった場合についても、「学校保健安全法第19条による出席停止」等として扱います。
- (2) 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合、基礎疾患があるなど重症化しやすい人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合、重症化しやすい人でなくても、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、台東保健所（帰国者・接触者相談センター）に相談し、状況を説明の上、指示を受けてください。
- (3) 幼児・児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかの検査（PCR検査等）を受けた場合は、速やかに学校（園）へ御連絡ください。
- (4) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するため、登校日以外は原則として自宅で過ごすようお願いいたします。
- (5) 外出して何らかのものに触れた場合には、手洗いやアルコール消毒液で手指を消毒するなどの習慣が身に付くよう御指導ください。
- (6) 健康保持等の観点から、ジョギング、散歩、縄跳びなどの日常的な運動を本人及び家庭の判断において行うことは可能です。その際、「換気の悪い密閉空間」「多くの人が密集」「近距離での会話や発声」の状況となっていないか、必ず御確認いただき、必要に応じて時間帯や場所の変更等、工夫をお願いします。

9 その他

- (1) 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。学校園では、人権教育を推進しておりますが、御家庭でも御理解いただき、お子様が正しい人権感覚を養えるよう、引き続き御協力をお願いいたします。

■ 新型コロナウイルス感染症についての相談窓口

帰国者・接触者相談センター

台東区 03-3847-9402（平日午前9時から午後5時まで）

東京都 03-5320-4592（上記時間以外）

<問合せ>

台東区立清島幼稚園 3842-5358

台東区教育委員会 指導課 5246-1453